

○下関市個人情報保護審査会規則

令和 5 年 3 月 30 日

規則第41号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市個人情報保護法施行条例（令和 4 年条例第35号）第 8 条第 6 項の規定に基づき、下関市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(下関市個人情報保護審査会規則の廃止)

2 下関市個人情報保護審査会規則（平成18年規則第14号）は、廃止する。